

「地域脱炭素融資促進利子補給金」および「省エネルギー設備投資利子補給金」 取扱開始について

株式会社秋田銀行（頭取 新谷 明弘）は、環境省「令和 5 年度地域脱炭素融資促進利子補給事業」および経済産業省「令和 5 年度省エネルギー設備投資利子補給金」の指定金融機関に採択されたことを受け、下記のとおり利子補給事業の取扱いを開始しますのでお知らせいたします。

本事業は、環境省および経済産業省が E S G 融資の普及・拡大をはかるとともに、C O 2 の排出削減に資する設備投資を促進することを目的として創設し、所定の条件を満たす省エネルギー・再生可能エネルギー設備投資にかかる融資に対して利子補給を行うものです。

当行では、本事業を活用しながらお客さまの脱炭素・省エネルギーへの取組みを積極的に支援し、環境課題・社会課題の解決ならびに持続可能な社会の実現に資するサステナブルファイナンスの拡大に取り組んでまいります。

記

【事業概要】

制 度 名	地域脱炭素融資促進利子補給金	省エネルギー設備投資利子補給金
所管省庁	環境省	経済産業省
資金使途	省エネ・再エネに関する設備投資 (例) 太陽光発電設備 バイオマス発電設備 省エネ性能の高い機器への更新	省エネに関する設備投資 (例) トップランナー基準を満たす設備 エネルギー消費原単位が改善される設備 データセンターのクラウド活用
融資金額	1 0 億円以内	1 0 0 億円以内
融資利率	当行所定の利率	当行所定の利率
利子補給	利子補給期間：最長 3 年間 利子補給率：最大 1.000%	利子補給期間：最長 1 0 年間 利子補給率：最大 1.000%
融資形式	証書貸付	証書貸付
返済方法	元金均等返済	元金均等返済
申込期限	2024 年 1 月 3 1 日（水）	2024 年 1 月 1 7 日（水）
そ の 他	事業者自ら C O 2 排出量の算出が必要	—

(注) お借入れにはその他諸条件がございます。また、審査の結果により、ご希望に添えない場合がございますので、あらかじめご了承ください。

(以 上)



SDGs (Sustainable Development Goals)

2015 年に国連で採択された持続可能な開発目標であり、2030 年までに解決すべき世界的優先課題 17 目標と目標を達成するための 169 のターゲットが示されています。